

令和 5 年 4 月 14 日  
新潟県鳥インフルエンザ対策本部

## 高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域の解除について (4, 5 例目)

胎内市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、防疫措置が完了した3月23日(木)から21日が経過したことから、農林水産省と協議の上、下記のとおり、移動制限区域(半径3km以内)を解除するとともに、消毒ポイントを終了しました。

なお、これに伴い、解除時刻をもって「新潟県鳥インフルエンザ対策本部」を「新潟県鳥インフルエンザ情報連絡室」へ移行したうえで、警戒を継続します。

### 記

#### 1 移動制限区域の解除

- (1) 区域内農場：1農場
- (2) 解除年月日：令和5年4月14日(金) 午前0時

#### 2 消毒ポイントの終了

移動制限区域の解除に伴い、消毒ポイントの運営を終了

- ・JA胎内市中条第二カントリーエレベーター(胎内市高畑)
- ・県道591号中条IC駐車場(胎内市弥彦岡)

#### 3 県の体制の移行

- (1) 移行内容：「新潟県鳥インフルエンザ対策本部」から「新潟県鳥インフルエンザ情報連絡室」に移行
- (2) 移行年月日：令和5年4月14日(金) 午前0時

<この記載事項に関する問い合わせ先>

#### 【3について】

総務調整班 担当 高橋

電話 025-282-1631

内線 6431

#### 【1、2について】

家畜防疫班 担当 安藤

電話 025-280-5815

内線 2961